

財政状況等一覧表(17年度)

大 阪 市

1 一般会計及び特別会計の財政状況(普通会計に係るもの)

(単位:百万円)

会 計 名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一 般 会 計	1,698,636	1,697,039	1,597	254	2,879,226	49,106	
土地先行取得事業会計	69,725	69,725	0	0	297,337	29,786	
市街地再開発事業会計	25,543	25,543	0	0	247,615	5,960	
母子寡婦福祉貸付資金会計	493	403	90	90	2,143	83	
心身障害者扶養共済事業会計	458	458	0	0	-	102	
普 通 会 計	1,666,375	1,664,689	1,686	254	2,884,335	10,732	

(注)普通会計では、上記5会計のうち市街地再開発事業会計の一部(宅地造成事業分)が除かれるほか会計相互間の重複が控除されている。

2 1以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)

(単位:百万円)

会 計 名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
大学医学部付属病院事業会計	27,996	27,996	0	0	33,146	6,182	H18.4.1公立大学法人大阪市立大学に移行
国民健康保険事業会計	279,887	315,948	△ 36,061	△ 36,061	-	48,800	
老人保健医療事業会計	242,714	245,685	△ 2,971	0	-	16,704	
介護保険医療事業会計	1,774	1,774	0	0	3,452	339	
食肉市場事業会計	2,939	2,939	0	0	1,848	1,792	
市街地再開発事業会計(宅地造成事業分)	15,203	15,203	0	0	222,069	5,082	
駐車場事業会計	1,159	1,415	0	0	6,518	-	歳入には別途一般会計からの借入金256百万円がある
有料道路事業会計	428	1,465	0	0	4,243	-	歳入には別途一般会計からの借入金1,037百万円がある
自動車運送事業会計	24,819	25,087	△ 268	△ 3,219	21,613	3,711	法適用企業
高速鉄道事業会計	167,980	148,403	19,577	-	814,370	36,745	法適用企業
地 下 鉄	164,511	143,699	20,812	-	793,117	36,146	
ニ ュ ー ト ラ ム	3,469	4,704	△ 1,235	△ 28,798	21,253	599	
水道事業会計	78,376	70,115	8,261	-	276,728	1,546	法適用企業
工業用水道事業会計	2,116	2,439	△ 323	-	3,572	6	法適用企業
市民病院事業会計	44,849	44,943	△ 94	△ 11,584	65,145	12,215	法適用企業
中央卸売市場事業会計	9,396	10,025	△ 629	△ 11,710	83,840	3,598	法適用企業
港 営 事 業 会 計	677,336	532,061	145,275	-	155,469	-	法適用企業
施 設 提 供 事 業	7,632	6,050	1,582	△ 2,100	23,392	-	
埋 立 事 業	669,704	526,011	143,693	-	132,077	-	
下水道事業会計	87,215	82,309	4,906	-	608,019	43,217	法適用企業

(注)1法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円、%)

組 合 名	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考
淀川左岸水防事務組合	205	201	4	4	-	61.7	・左記の割合は、本川筋に係るもの。 ・防潮筋については、大阪市が100%負担
大和川右岸水防事務組合	109	103	6	6	-	72.8	
淀川右岸水防事務組合	165	134	31	24	-	68.1	
寝屋川北部広域下水道組合	3,440	3,400	128	128	-	8.5	歳入には別途繰越金88百万円がある
寝屋川南部広域下水道組合	3,470	3,440	128	128	-	3.6	歳入には別途繰越金98百万円がある
大和川下流流域下水道組合	2,594	2,475	119	119	-	0.7	
淀川左岸用排水管理組合	601	554	47	47	-	12.4	H18.3.31解散

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

団 体 名	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体から の出資金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	当該団体から の債務保証に 係る債務残高 (百万円)	当該団体から の損失補償に 係る債務残高 (百万円)	備考
別紙のとおり								

5 財政指数

財政力指数	0.873	実質収支比率	0.0
実質公債費比率	17.4%	経常収支比率	101.7%

(注)実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から17年度の3ヵ年平均である。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

項番	団体名	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体か らの出資金 (千円)	当該団体か らの補助金 (千円)	当該団体か らの貸付金 (千円)	当該団体から の債務保証に 係る債務残高 (百万円)	当該団体から の損失補償に 係る債務残高 (百万円)	備考
1	(財)大阪都市協会	197	94,788	10,000	3,150	—	—	—	
2	(財)大阪国際交流センター	53,951	1,004,997	200,000	264,000	—	—	—	
3	(財)大阪二十一世紀協会	85,353	728,495	166,660	396,355	—	—	—	
4	(財)大阪市女性協会	1,625	214,366	200,000	—	—	—	—	
5	(財)アジア・太平洋人権情報センター	718	933,057	250,000	60,192	—	—	—	
6	(株)大阪市開発公社	536,896	14,778,024	9,708,588	—	—	—	14,637	
7	(財)大阪市都市工学情報センター	7,148	152,534	100,000	—	—	—	—	
8	(株)湊町開発センター	396,140	473,861	26,889,900	1,122,516	10,312,969	—	6,878	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
9	大阪外環状鉄道(株)	△ 66,389	9,566,241	2,933,600	1,730,518	6,590,100	—	—	
10	(株)大阪シティドーム	—	—	2,000,000	399,953	2,877,000	—	—	会社更生手続き中であったため、「経常損益」及び「資本又は正味財産」は算出されていない。
11	(財)大阪市勤労福祉文化協会	△ 26,530	26,265	4,000	—	—	—	—	
12	(財)大阪市環境保健協会	△ 6,424	39,559	5,000	—	—	—	—	
13	(財)大阪市救急医療事業団	—	5,000	5,000	—	—	—	—	
14	(財)大阪市医療事業振興協会	△ 39,722	216,101	50,000	—	2,688,211	—	—	
15	(財)大阪市公園協会	14,858	316,176	1,000	7,145	110,640	—	—	
16	(財)大阪市スポーツ振興協会	15,761	100,738	2,000	—	—	—	—	
17	(財)大阪城ホール	3,004	4,314,898	20,000	39,084	—	—	—	
18	(財)大阪市体育協会	2,913	322,558	300,000	7,200	—	—	—	
19	(財)IAAF世界陸上2007大阪大会組織委員会	△ 120,922	△ 59,460	33,000	—	—	—	—	
20	(財)大阪国際経済振興センター	2,724	292,314	100,000	—	65,311	—	—	
21	(財)大阪市都市型産業振興センター	85,451	332,359	25,000	595,020	615,696	—	150	
22	(株)大阪キャッスルホテル	6,048	△ 656,858	100,000	—	1,080,000	—	—	
23	(株)大阪マーチャндаイズ・マート	670,270	6,842,954	375,000	—	—	—	—	
24	アジア太平洋トレードセンター(株)	1,363,435	△ 30,634,225	11,500,000	706,900	15,620,500	—	36,227	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
25	大阪中小企業輸入振興(株)	30,289	△ 4,786,189	665,000	77,232	—	—	—	
26	(株)大阪鶴見フラワーセンター	139,130	1,220,531	459,000	—	—	—	—	
27	大阪市商業振興企画(株)	△ 3,713	10,632	330,000	—	—	—	—	
28	(財)大阪市下水道技術協会	13,999	122,724	20,000	—	—	—	—	
29	(財)地球環境センター	17,912	1,994,576	650,000	167,030	—	—	—	
30	(財)大阪市環境事業協会	61,753	440,031	20,000	—	—	—	—	
31	大阪市住宅供給公社	154,036	2,230,181	40,000	503,540	41,577,682	—	—	
32	(財)大阪市建築技術協会	△ 7,579	116,751	20,000	—	—	—	—	
33	(財)大阪市都市建設技術協会	15,345	749,302	3,000	—	—	—	—	
34	大阪市土地開発公社	△ 604,080	△ 6,442,613	20,000	—	25,841,742	76,930	—	

項番	団体名	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体か らの出資金 (千円)	当該団体か らの補助金 (千円)	当該団体か らの貸付金 (千円)	当該団体から の債務保証に 係る債務残高 (百万円)	当該団体から の損失補償に 係る債務残高 (百万円)	備考
35	大阪市道路公社	274,464	4,881,753	3,449,000	308,721	1,412,000	48,292	—	
36	大阪地下街(株)	906,727	3,562,197	40,250	—	—	—	—	
37	大阪市街地開発(株)	270,756	335,981	342,400	—	6,368,331	—	7,775	
38	クリスタ長堀(株)	301,434	△ 15,592,968	1,550,000	—	7,128,379	—	10,098	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
39	(財)大阪港埠頭公社	796,064	13,991,084	3,664,800	—	15,366,155	—	14,647	
40	(財)大阪港開発技術協会	△ 1,950	208,103	20,000	180,509	—	—	—	
41	大阪港埠頭ターミナル(株)	123,369	1,283,304	245,800	—	1,454,570	—	—	
42	大阪港木材倉庫(株)	94,346	1,003,439	10,000	—	—	—	—	
43	(株)大阪港トランスポートシステム	373,532	6,724,238	4,173,800	41,597	3,770,020	—	—	
44	大阪ウォーターフロント開発(株)	470,703	4,736,726	500,000	—	1,010,111	—	—	
45	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	1,393,999	△ 51,391,169	19,000,000	119,269	7,500,000	—	54,570	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
46	(株)ユー・エス・ジェイ	△ 582,000	28,674,000	10,000,000	—	16,000,000	—	—	
47	(財)大阪市立大学後援会	9,628	150,667	20,000	—	—	—	—	
48	(財)大阪市立大学医学振興協会	△ 2,913	185,183	50,000	—	—	—	—	
49	(財)大阪市教育振興公社	103,579	2,220,835	215,000	598,900	382,764	—	3,126	
50	(財)大阪市文化財協会	△ 13,680	573,731	10,000	—	—	—	—	
51	(財)大阪市美術振興協会	7,210	42,077	20,000	—	—	—	—	
52	(財)大阪科学振興協会	54,405	3,035,980	250,000	—	—	—	—	
53	(財)大阪国際平和センター	△ 1,408	2,858,564	100,000	102,522	—	—	—	
54	(財)大阪市交通事業振興公社	8,362	1,308,044	189,600	—	—	—	—	
55	(財)大阪市交通局協力会	△ 111,436	1,354,940	5,000	—	—	—	—	
56	交通サービス(株)	29,149	256,572	3,750	—	—	—	—	
57	大阪運輸振興(株)	25,992	277,991	3,750	—	—	—	—	
58	(財)大阪市水道事業サービス協会	106,552	503,629	8,000	—	—	—	—	
59	(財)大阪市水道技術協会	23,267	70,560	8,000	—	—	—	—	
60	(財)大阪市消防振興協会	599	212,100	100,000	—	—	—	—	
61	(財)大阪府暴力追放センター	36,598	2,217,839	800,000	—	—	—	—	
62	西大阪高速鉄道(株)	△ 24,737	8,492,006	2,416,433	2,308,253	—	—	—	
63	中之島高速鉄道(株)	△ 15,995	12,867,447	3,431,000	3,641,636	—	—	—	
64	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	△ 71,691	210,901	200,000	—	—	—	—	
65	(財)大阪生涯職業教育振興協会	△ 34,657	127,417	40,000	48,354	—	—	—	
66	(財)大阪市農業センター	△ 1,677	235,291	50,000	6,774	—	—	—	
67	(財)大阪バイオサイエンス研究所	△ 70,198	1,324,089	200,000	681,875	—	—	—	
68	(財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター	15,358	111,914	5,000	29,514	110,000	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」欄には当期正味財産増減額を記入している。

「財政状況等一覧表」の前提条件及び留意点

【共通事項】

- ① 平成 17 年度決算の数値に基づき記載しています。
- ② 数値に該当がない場合は「－」、マイナスの場合は「△」の符号をつけています。

【1. 一般会計及び特別会計の財政状況(普通会計に係るもの)】

- ① 「一般会計及び特別会計」は普通会計に属する会計を対象とし(特別会計の場合一部でも普通会計に含まれる経費があれば対象としています)、財政状況は各会計の決算額です。
- ② 普通会計の財政状況は「地方財政状況調査」(総務省に報告する決算統計)の数値です。

【2. 1 以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)】

- ① 1 以外の特別会計は 2 つに区分しています。
 - (A)普通会計に属しない会計
 - (B)地方公営企業に係る会計(地方公営企業法の適用企業及び同法の非適用企業)
- ② (A)の財政状況は各特別会計の決算額であり、様式のうち総収益・総費用・総損益・不良債務の欄を各々歳入・歳出・形式収支・実質収支に置き換えています。
- ③ (B)公営企業に係る会計の財政状況は「地方公営企業決算状況調査」(総務省に報告する決算統計)の区分と数値です。また、不良債務がある場合は「△」の符号をつけて表示しています。(一方、不良債務がない場合は「－」で表示しています。)

【3. 関係する一部事務組合等の財政状況】

- ① 大阪市が加入する地方公共団体の組合を対象としています。
- ② 数値は各組合の決算額であり、そのうち「当該団体の負担割合」が大阪市の負担割合です。

【4. 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況】

- ① 「第三セクター等について」

今回、総務省からの通知に基づき、公表の対象としている法人は、「第三セクター等」(※)のうち、次のいずれかの条件に該当する法人です。

 - (1) 大阪市が 25%以上を出資・出えんしている法人
 - (2) 大阪市が財政的支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を行っている法人なお、調査時点は平成 18 年 3 月 31 日現在ですので、平成 18 年 3 月 31 日までに解散した法人は対象外です。
- ※「第三セクター等」とは、総務省自治財政局が行う調査において、次のいずれかの基準に該当する法人とされています。
- (イ) 商法(有限会社法を含む。以下同じ。)の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社又は有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
 - (ロ) 民法の規定に基づいて設立された社団法人又は財団法人のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人

(ハ) 地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社

(ニ) 地方独立行政法人

ただし、次の法人は除きます。

- ・ 社会福祉法人、信用保証協会等、商法又は民法の規定に基づかずに設立された法人
- ・ 職員の派遣や財政的支援を行っているが、出資・出えんをしていない法人

なお、総務省の公表基準により、社会福祉法人、信用保証協会、本市が出資・出えんをしていない法人及び平成 18 年 3 月 31 日に解散した法人は公表の対象外となっていますので、[本市が監理対象としている外郭団体等](#)とは範囲が異なります。

- ・ [大阪市が監理対象としている外郭団体等の一覧\(平成 18 年 3 月 31 日現在\)](#)

② 「補助金」とは、地方自治法施行規則第 15 条第 2 項別記でいう「第 19 節負担金、補助及び交付金」です。

【5. 財政指数】

① 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値です。

財政力指数が高ければ高いほど財源に余裕があるといえます。指数が 1 を超えた場合は普通交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能であると言えます。

② 実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模に対する割合です。

実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。

③ 実質公債費比率とは、公債費（元利償還金）負担の度合いを測る指標で、18 年度に地方公共団体の起債が許可制度から協議制度へ移行されたことに伴い新設されています。

実質公債費比率が 18%以上の団体は協議制への移行ができず許可制度のもとで地方債の発行を行い、18%未満の団体は協議制度のもとでの発行となります。

④ 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）及び減税補てん債・臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。